

令和元年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札(第3回)の実施概要

《府営和泉寺田住宅用地》

大阪府では、老朽化した府営住宅の建替えにより創出した土地(=活用用地)や、府営住宅内の未利用地などの活用可能財産(=低未利用地)を活用して、歳入の確保を図るとともに、民間の活力や創意工夫により良好な住まいとまちづくりを行うため、「条件付一般競争入札」を行っています。

このたび、下記の用地について、地域のまちづくりに必要な土地利用条件等を定め、その遵守を条件とした一般競争入札による土地の売却を行うこととなりましたのでお知らせします。

記

1. 用地の概要

詳細については、令和元年度府営住宅用地活用事業一般競争入札(第3回)実施要領(以下「要領」という。)を参照してください。

物件番号1 和泉寺田住宅西側用地(別添図参照)

- 所在地 : 和泉市寺田町二丁目 31 番
(JR 阪和線「和泉府中駅」下車 南東 約 2.5km)
- 用途地域 : 第一種住居地域(建ぺい率 60%、容積率 200%)
- 売払予定面積 : 6,910.98 平方メートル

物件番号2 和泉寺田住宅北側用地(別添図参照)

- 所在地 : 和泉市寺田町二丁目 760 番 2
(JR 阪和線「和泉府中駅」下車 南東 約 2.5km)
- 用途地域 : 第一種住居地域(建ぺい率 60%、容積率 200%)
- 売払予定面積 : 1,014.36 平方メートル

2. 用地活用事業の概要

詳細については、要領を参照してください。

(1) 事業者決定方法

土地利用等について条件を付した一般競争入札により、事業者を決定する。

(2) 参加資格(主なもの)

- ・個人、法人を問わず参加可能とする。
- ・本件入札参加の申込みの日から入札の日までの期間において、営業を行うにつき、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 3 条第 1 項の免許を受けている者であること。なお、他の者と共同で入札に参加する場合については、これらの者のいずれかがこの要件を満たせばよい。
- ・直近 5 ヶ年の間に事業主として行った、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項の許可を受けた住宅地の開発行為並びに住宅の建設及び販売の実績を有する者。なお、他の者と共同で入札に参加する場合については、入札に参加する者のいずれかがこの要件を満たせばよい。

- ・入札物件において住宅以外の施設の建築計画がある場合は、その施設を営業若しくは運営する者であること。

(3) 土地利用条件（主なもの）

- ・ 物件番号 1 和泉寺田住宅西側用地

建築物の用途は、次のア又はイのいずれかとする。

ア. 戸建住宅（ただし、建築基準法上、第一種住居地域内に建築することができる用途の兼用住宅は可能とする。）とする。

イ. 下記のいずれかの施設及びこれらの施設に付属する施設とする。

(ア). 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う施設

(イ). 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設

(ウ). 介護保険法第8条又は第8条の2に規定するサービス等を提供する施設

- ・ 物件番号 2 和泉寺田住宅北側用地

建築物の用途は戸建住宅（ただし、建築基準法上、第一種住居地域内に建築することができる用途の兼用住宅は可能とする。）とする。

(4) 最低売払価格

物件番号 1 和泉寺田住宅西側用地

255,000,000 円

物件番号 2 和泉寺田住宅北側用地

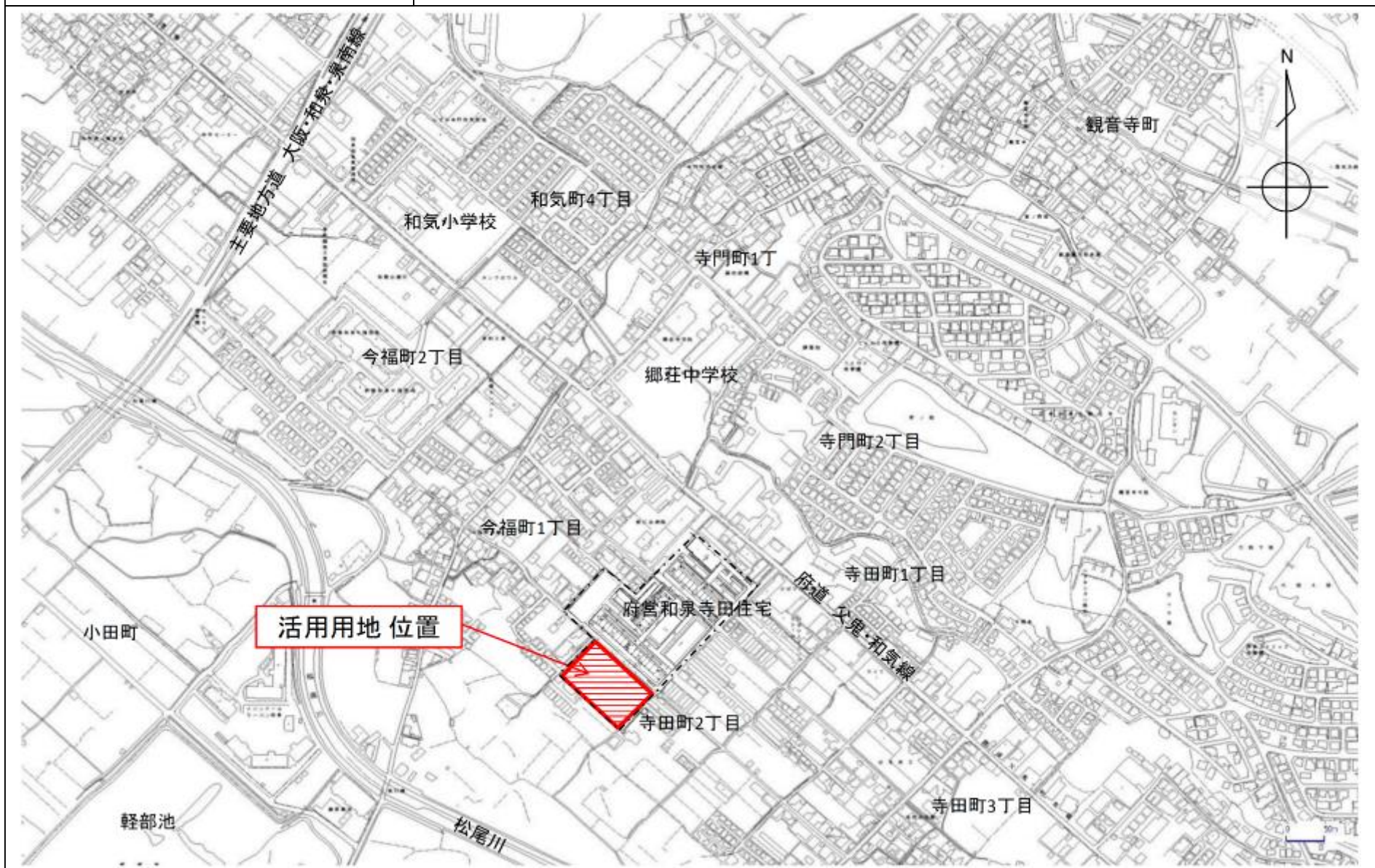
59,800,000 円

3. スケジュール

詳細については、要領を参照してください。

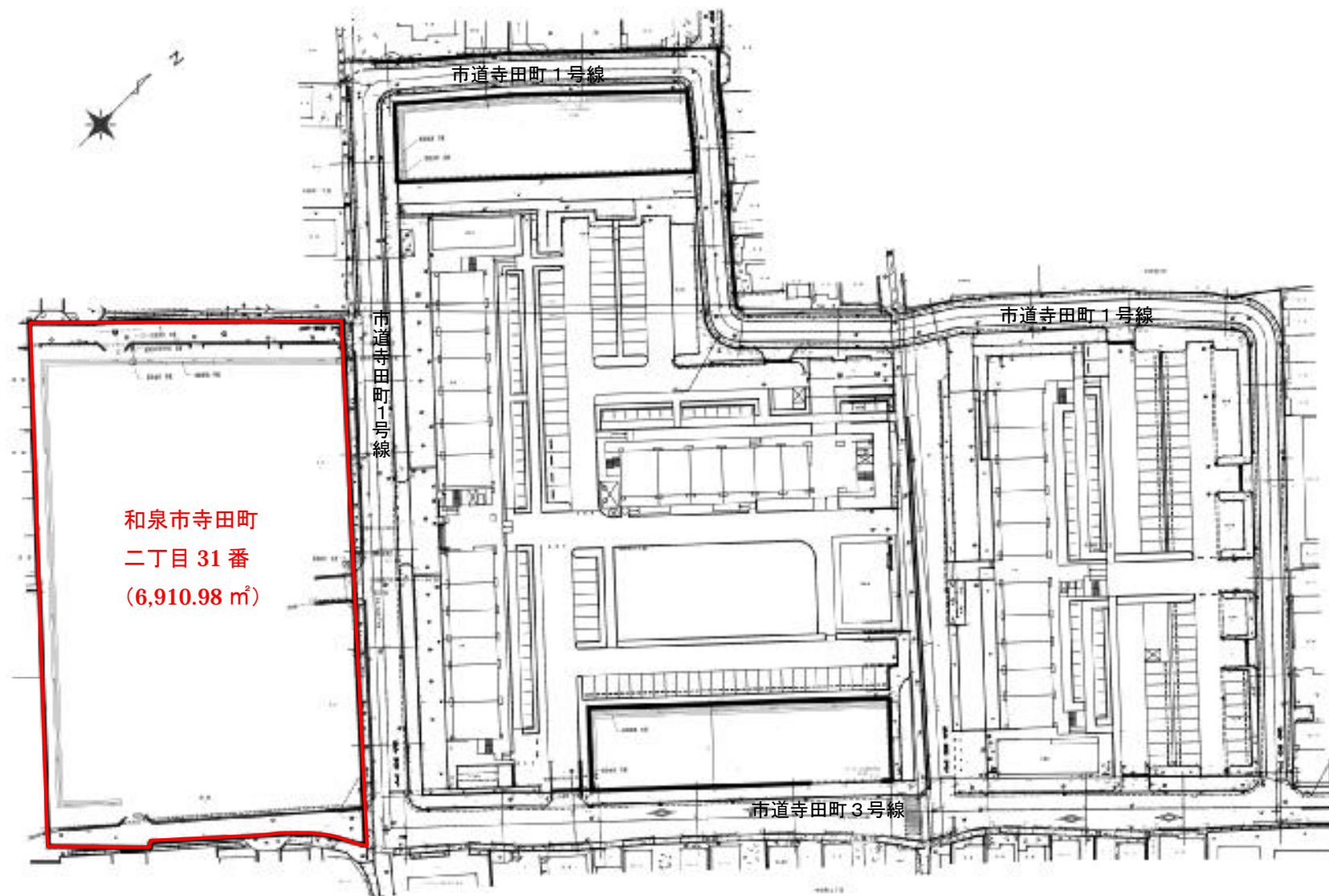
- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| ○入札公告（要領の公表） | : 令和元年8月30日（金） |
| ○入札参加申込み | : 令和元年9月30日（月）、10月1日（火） |
| ○入札および開札（落札者の決定） | : 令和元年10月3日（木） |
| ○土地利用計画図等の提出(条件適合確認) | : 入札及び開札の翌日から同月11日（金）まで |
| ○契約、支払い、所有権移転 | : 令和元年10月28日（月）から11月1日（金）まで |

(1) 位置図



(2) 平面図

物件番号2 和泉寺田住宅西側用地



(1) 位置図



(2) 平面図

